

### **Ⅲ. 住宅施策の展開**



# 1. 持続可能な市街地形成に向けたまちなか居住の促進

住民等のコミュニティーや活力を活かした多様性のある世代・階層等が居住する団地空間づくりなど、持続可能な生活文化の継承される公営住宅団地形成に取り組む。

また、公営住宅ストックの更新にとらわれず、公営住宅の活用を公有地の活用し、住生活に資する機能を拡充し、生活の質的向上を目指した取組を検討する必要がある。このため、以下の2つの施策を進める。

(1) 地域の課題や特性に対応した良好な住宅市街地の形成

① 都市計画に基づく良好な住宅市街地の整備促進

② 既成市街地の居住環境の魅力アップ

## ① 都市計画に基づく良好な市街地の整備促進

用途地域の未指定地区における良好な市街化を誘導するため、菊池市立地適正化計画や菊池市都市計画のマスタープランに基づいて無秩序な開発を抑制し、用途地域による住宅立地の誘導・既成を検討する。



## ② 既成市街地の居住環境の魅力アップ

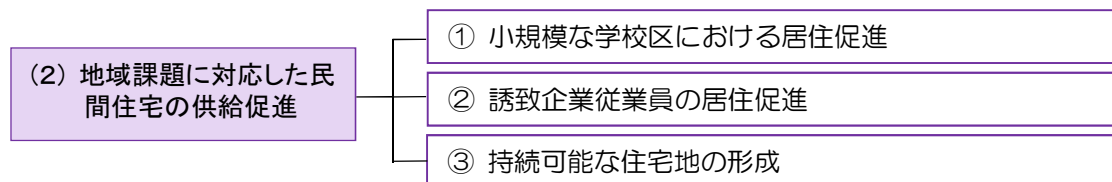
菊池市景観計画等を考慮しつつ、菊池温泉や菊池公園のある中心市街地の活性化に向けた諸施策と連動して、中心市街地の道路や広場、水辺空間の整備等、公共空間の魅力づくりを今後も進めることにより、街なか居住の促進を図る。



## 2. 地域課題に対応した民間住宅の供給促進

本市では、各地域において小規模な学校区が存在するなど、地域課題に対応した民間住宅の供給促進も視野に入れた取組が必要である。

このため、以下の3つの施策を進め、まちなか居住の促進を図る。



### ① 小規模な学校区における居住促進

人口減少が続く小規模な学校区内において、学校の閉校により、地域の核がなくなり益々衰退する地域が増加しないよう、子育て世帯の居住や民間による住宅開発促進につながるような制度を検討する。

### ② 誘致企業従業員の居住促進

地元企業の従業員が本市へ居住するよう、現在の支援制度に加え、工業団地周辺の良好な住環境地への民間開発誘導や、住宅取得に対する支援制度等を検討する。

また、企業社宅の誘致に当たっても、適切な新たな優遇措置を含めて検討していく。

#### ■企業との連携による住宅施策面での効果

#### ■現在の雇用促進補助金

**工場新設に伴う新規雇用者のうち、菊池市内居住者1人につき30万円、限度額 600万円。**

- 操業の日から1年を経過した日を基準日とする。
- 市外の事業所からの配置転換は新規雇用者に含む。
- パートやアルバイトについては、雇用契約内容を確認のうえ、正社員と同等(社会保険、雇用保険対象者等)であれば新規雇用者に含む。(派遣社員は補助対象とする。)

### ③ 持続可能な住宅地の形成

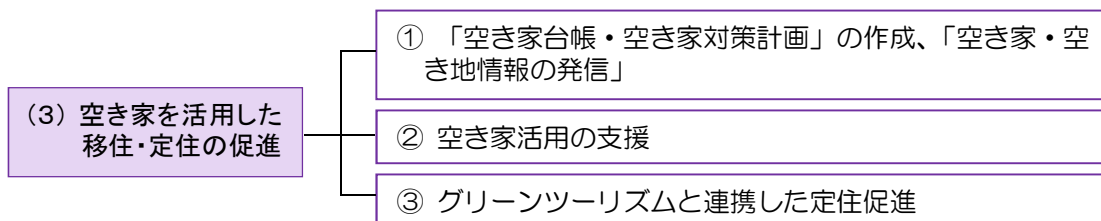
住民等のコミュニティーや活力を活かした多様性のある世代・階層等が居住する団地空間づくりなど、持続可能な生活文化の継承される公営住宅団地形成に取り組む。

また、公営住宅ストックの更新にとらわれず、公営住宅の公有地の活用し、住生活に資する機能を拡充し、生活の質的向上を目指した取組を検討する。

### 3. 空き家を活用した移住・定住の促進

不動産業者へのヒアリングによると、本市では中心市街地においても集落地においても空き家が増加しつつあり、防災・防犯面からもその対策が求められている。

このため、以下の3つの施策を進め、街なか居住の促進を図る。

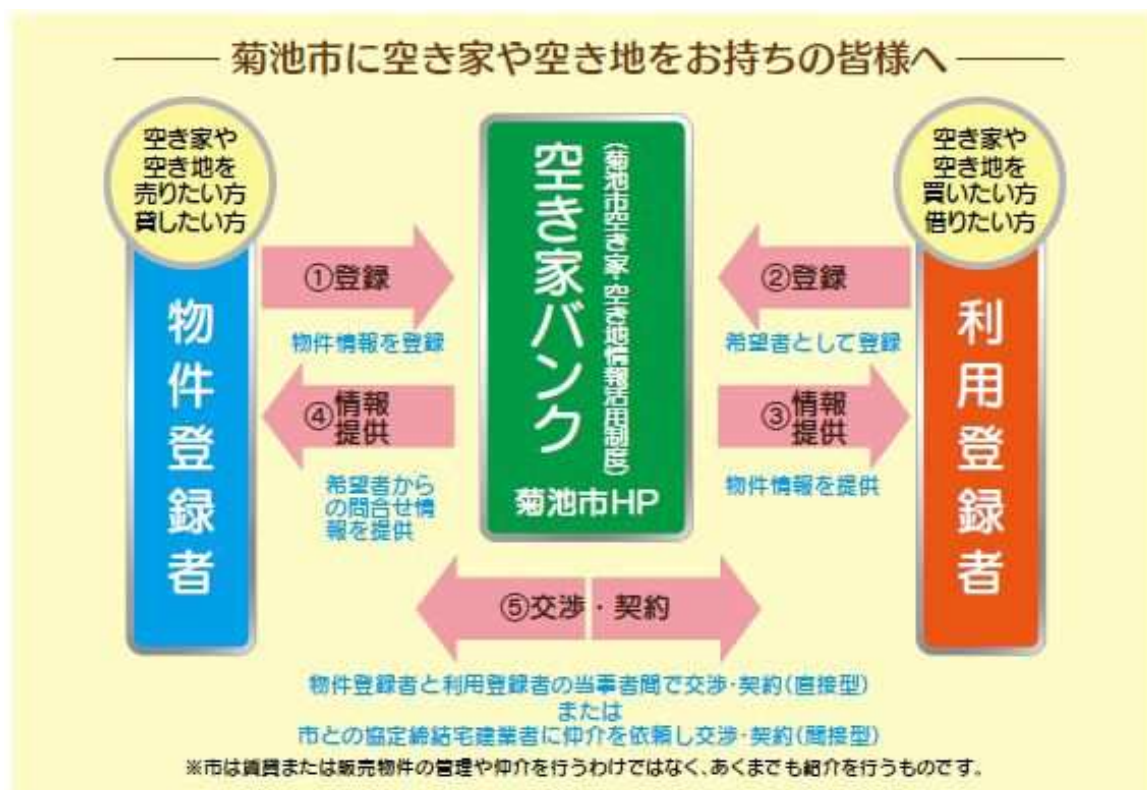


#### ① 「空き家台帳・空家対策計画」の作成、「空き家・空き地情報の発信」

現在実施している空き家の登録及び情報発信を充実させるため、町内会等との連携による空き家・空き地の調査を行い情報を充実させた「空き家台帳・空家対策計画」の作成を検討する。

また今後とも、菊池市インターネットホームページにおいて空き家・空き地情報を提供していく。

#### ■ インターネットによる空き家・空き地情報の提供：菊池市



※資料：政策企画部 企画振興課 集落・定住支援室

## ② 空き家活用の支援

空き家・空き地等を活用してUIJターンを希望する世帯等について、空き家の改修資金の支援、その他の優遇制度の創設を検討する。

### ■支援制度（平成29年度現在）

#### 菊池市定住促進空き家改修補助金

菊池市空き家バンク制度を利用して成約された物件を改修する場合に、改修費用の一部を補助

##### 内容

- 補助対象経費の3分の2（千円未満切捨て）で100万円を上限
- 補助金の交付は、同一物件、同一世帯に対して1回限り

##### 対象

- 菊池市空き家バンク制度を利用して、空き家を購入又は賃借した方
- 継続して3年以上市外に住所を有している方、又は本市に転入して1年未満の方で、転入するときに継続して3年以上市外に住所があった方
- 購入又は賃借される空き家の所有者が、3親等以内の親族でないこと
- 市税等の滞納がない方
- 空き家の改修に、ほかの補助金等を受けていないこと
- この補助金の交付を受けてから、引き続き5年以上定住しようとする方

##### 対象となるもの

主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活のために必要な改修に要する費用

#### 空き家活用奨励金交付制度

菊池市空き家バンク制度を利用して売買契約等が成立した空き家所有者に対して奨励金を交付

##### 奨励金の額

1件につき10万円

##### 奨励金の交付要件等

- 空き家バンク制度を利用して、利用登録者との間で売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約が成立した空き家所有者に奨励金を交付
- 3親等以内の親族間の契約は対象外
- この奨励金の交付は、該当する空き家に対して1回限り

#### 定住促進空き家ごみ処理支援制度

菊池市空き家バンク制度を利用して成約された物件の片付けに伴い発生したごみの処分手数料を免除

##### ごみ処理支援の要件等

- 空き家バンク制度を利用して、売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約が成立した空き家所有者又は空き家利用者が行う当該空き家の片付けに伴い発生したごみ処分手数料を免除
- 3親等以内の親族間の契約は対象外
- ごみの運搬については当事者が実施

※資料：政策企画部 企画振興課 集落・定住支援室



### ③ グリーンツーリズムと連携した定住促進

本市では、旧菊池東中学校校舎を活用した「きくちふるさと水源交流館」を拠点に、グリーンツーリズムによる交流活動を展開している。

グリーンツーリズムにより、本市に住むことの魅力を感じ、空き家となっている農家住宅や街なかの町家住宅、その他の住宅関連情報を提供し、空き家・空き地等を活用してU I J ターンを希望する世帯等について、改修資金の支援、その他の優遇制度の創設を検討する。

#### ■グリーンツーリズムの拠点「きくちふるさと水源交流館」と活動状況



旧菊池東中学校校舎の活用した「きくちふるさと水源交流館」



農業用水路を活用した「イデベンチャー」

※資料:きくちふるさと水源交流館

## 4. 高齢者や障がい者等が安心して住み続けられる住宅改善の促進

市民意向調査による定住志向については、「現在の住まいに住み続けたい」が 68.1%と高く、加齢に伴いその割合が高くなるといった結果が得られた。

今後とも安心して同じ地域に住み続けられるように、持家の改善を支援するとともに、ライフステージに合わせた住宅供給を検討していく必要がある。

このため、以下の2つの施策を進め、高齢になっても、障害を持って、住み慣れた地域の住み慣れた住宅で安心して住み続けられるような環境を整えていく。

(4) 高齢者や障がい者等が安心して住み続けられる住宅改善の促進

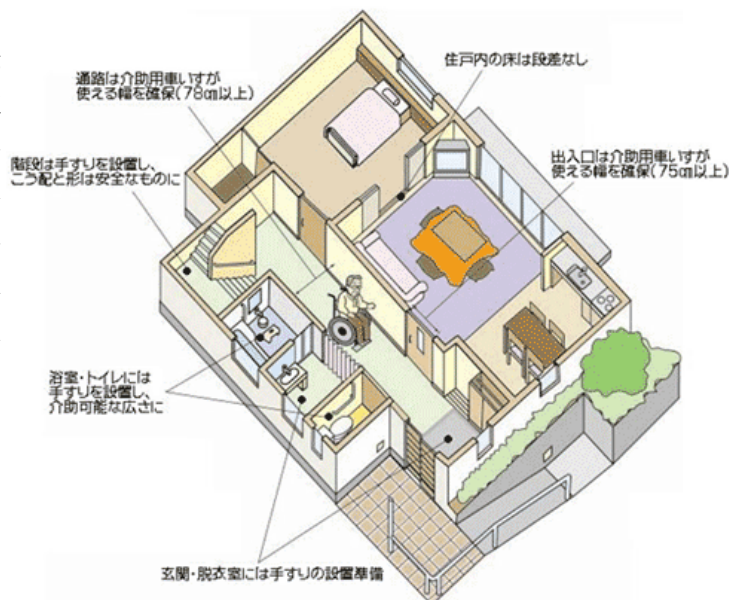
① 持家のバリアフリー改善の促進

② 持家の建替・改築等に対する情報提供

### ① 持家のバリアフリー改善の促進

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づき、移動等に伴う転倒・転落等の防止並びに介助用車いすの使用者が基本的な生活行為を容易に行えるよう日常生活空間のバリアフリー化を啓発する。一般の持家についても高齢者の生活に配慮し、バリアフリー改善を促し、本市住宅の全体的なバリアフリー改善の促進を図る。

#### ○バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級 3）



※資料：住宅金融支援機構フラット 35 技術基準

#### ◆「日常生活空間」とは

「日常生活空間」とは、次の各室と、それらを結ぶ主な経路をいう。

- ・ 玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、食事室、特定寝室（高齢者等の利用を想定する寝室）
- ・ 特定寝室の存する階にあるバルコニー（特定寝室が接地階にある場合を除く）
- ・ 特定寝室の存する階にある全ての居室



## ② 持家の建替・改築等に対する情報提供

高齢になっても現在の住宅に家族とともに住み続けられるよう、同居のための増改築や建替えに対する融資制度及び増改築のノウハウ等の情報提供を図る。

### ■ 菊池市地域経済活力創出事業（平成 29 年度時点）

制度名	菊池市地域経済活力創出事業
助成内容	菊池市内において、住宅及び店舗のリフォーム又は新築工事を行う者に対し、菊池市商工会が発行する「菊池市内共通商品券」を交付する。
助成額	住宅:対象工事費(消費税を除く)の10%以内で助成限度額 20 万円 店舗:対象工事費(消費税を除く)の20%以内で助成限度額 30 万円
対象工事の 必須要件	子育て支援・UD 化・省エネルギー推進・木材利用推進のいずれかの工事を行う必要がある。
その他	着工前に申請し、市の事業決定を得る必要がある。着工後の申請は、補助対象にならない。

資料：菊池市役所 経済部 商工観光課 商工振興係

### ■ リフォームローン（住宅金融支援機構）

#### [対象]

次のいずれかにあてはまる方

- ① 高齢者向け返済特例制度を利用する方
- ② 耐震改修工事または耐震補強工事を行う方

※ 増改築工事や修繕・模様替え工事だけを実施する場合は、リフォーム融資をご利用できません。

資料：住宅金融支援機構ホームページ

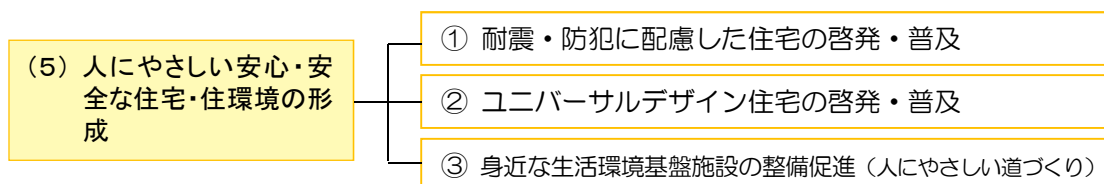
## 5. 人にやさしい安心・安全な住宅・住環境の形成

本市では、耐震改修促進計画において、民間の戸建て木造住宅の耐震対策に取り組むため、住宅の耐震性に関する知識の普及・啓発を行い、既存住宅の耐震性能の向上に努める方針を掲げている。

また、既存住宅については、バリアフリー改善を進めながら、本市の住宅の概ね半数を占める新耐震基準の制定以前（昭和55年以前）の住宅の安全性の強化、高齢者のみの世帯の増加に伴う住宅の防犯性能の強化等も進める必要がある。

一方、新設される住宅については誰もが使いやすいユニバーサルデザインの住宅の建設を誘導しつつ、身近な住環境の安全性・快適性を高める公共側の環境整備も進める必要がある。

このため、以下の3つの施策を進め、市民一人ひとりにやさしい安心・安全な住まいづくり・まちづくりの実現を図る。



### ① ユニバーサルデザイン住宅の啓発・普及

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に係わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方で、本市でも一部の公営住宅に取り入れて建設している。

今後、既存住宅に対するバリアフリー改善の啓発とともに、ユニバーサルデザインの住宅建設を啓発し普及化を図る。

### ② 耐震・防犯に配慮した住宅の啓発・普及

#### 1) 住宅の耐震化の促進

平成28年熊本地震の教訓を活かし、住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するとともに、新設・増改築については耐震・防災に対応した適切な住宅建設の誘導を図る。耐震改修については、県との連携による相談窓口の設置を検討するほか、民間金融機関や住宅金融支援機構の融資制度を紹介する等、耐震化の促進を検討する。

#### 2) 住宅の防犯性の向上

国の「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」や住宅の「見守り型」防犯性能向上を図り、防犯に対応した住まいづくりの啓発を図る。

#### 3) 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化を進めるために、新耐震以前の木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者に対する啓発に努め、簡易な耐震診断を広く普及させ、住宅耐震化に向け効率的・効果的な実施を図る。

#### 4) 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置等により、耐震化を促進に努める。

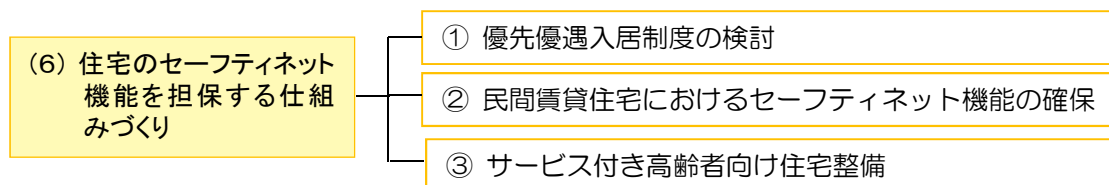
#### ③ 身近な生活環境基盤施設の整備促進（人にやさしい道づくり）

まちづくり交付金制度の活用により、歩行者のための回遊道路やせせらぎ水路等の魅力ある基盤施設整備を進めるとともに、歩車道の段差の解消やバリアフリー化を図り、住む人、訪れる人にやさしい道路の整備を進める。

## 6. 住宅のセーフティネット機能を担保する仕組みの充実

本市では持家率が高いものの、住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯のほか、近年は離婚の増加を背景とした住宅に困窮するひとり親世帯、DV被害者等も増えつつあり、住宅福祉の観点からの支えが必要になっている。

このため、以下の3つの施策を進め、住宅のセーフティネット機能の担保を図る。



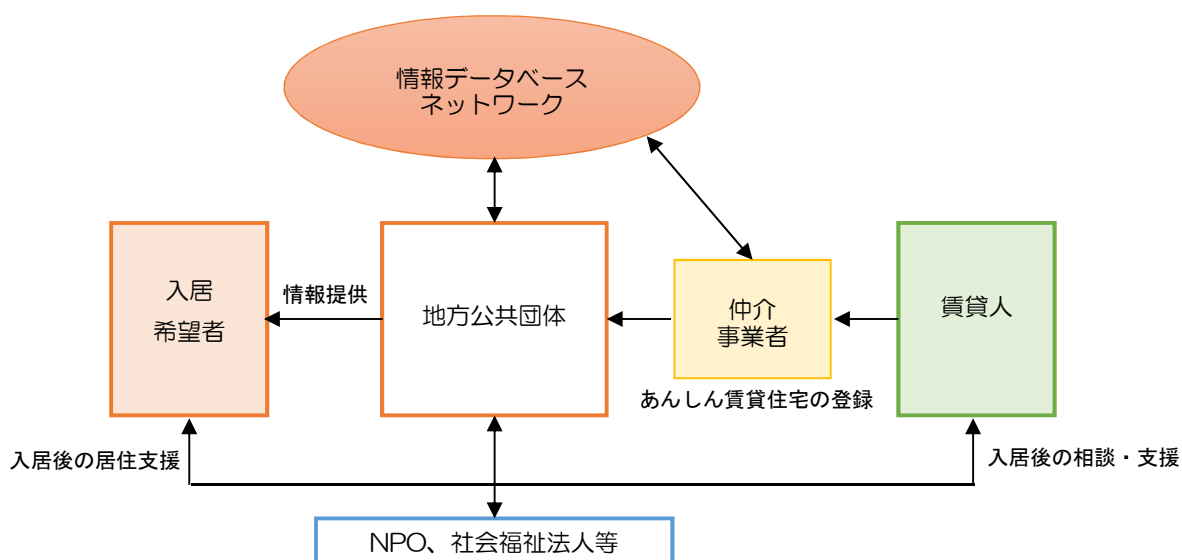
### ① 優先優遇入居制度の検討

市営住宅については空き住戸がほとんど生じない状況にあり、逼迫した世帯が速やかに住宅の確保ができない事態に対応するための措置として、市営住宅の公益性・平等性等を重視しつつ、「高齢者世帯」「高齢者と同居する世帯」「家族の多い世帯」「障がい者世帯」及び生活困窮家庭を対象に、倍率優遇入居等の措置を検討する。

### ② 民間賃貸住宅におけるセーフティネット機能の確保

自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等（住宅確保要配慮者）、住宅に困窮する世帯が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう熊本県が行う、「高齢者・障がい者・子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録制度（高齢者円滑入居賃貸住宅・あんしん賃貸住宅等）」との連携を図る。

#### ■参考：「あんしん賃貸住宅登録制度」の概要



### ③ サービス付き高齢者向け住宅整備

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の制度を活用し、高齢者が安心して暮らすことができる居住環境の整備を図る。

#### 「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」に基づく制度により、バリアフリー構造等の高齢者にふさわしいハードと安心できる見守りサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」や当該住宅と併設される高齢者生活支援施設の整備に係る事業に要する費用の一部を補助する制度。

#### 【新築】

	補助条件	補助金の額 の上限
夫婦型サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き 高齢者向け住宅 以下を全て満たすもの ○住戸部分の床面積が 30 m <sup>2</sup> 以上であること ○住戸部分に基本設備※が全て設置されていること ※便所、洗面、浴室、台所、収納	1戸当たり 135 万円
一般型サービス付き高齢者向け住宅	床面積が 25 m <sup>2</sup> 以上の住戸	1戸当たり 120 万円
	床面積が 25 m <sup>2</sup> 未満の住戸	1戸当たり 110 万円

#### 【改修】

	補助条件	補助金の額 の上限
既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅	以下のいずれかを満たすもの ○既存ストックを活用し、改修工事等によりサービス付き高齢者向け住宅を整備する際に、建築基準法・消防法・バリアフリー法等の法令に適合させるための工事※が新たに必要となること ○階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置すること ※スプリンクラー設備の設置工事、自動火災報知設備の設置工事、防火性・遮音性が確保された戸境壁への改修工事等	135 万円/戸
夫婦型サービス付き高齢者向け住宅	上記以外のうち、新築の「夫婦型サービス付き高齢者向け住宅」の条件を全て満たすもの	120 万円/戸
一般型サービス付き高齢者向け住宅	上記以外のもの	110 万円/戸

#### 【高齢者生活支援施設】

	補助条件	補助金の額 の上限
拠点型サービス付き高齢者向け住宅	小規模多機能型居宅介護事業所等※を併設するもの ※小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	1,200 万円/施設
一般型高齢者生活支援施設	上記以外の高齢者生活支援施設を併設するもの	1,000 万円/施設

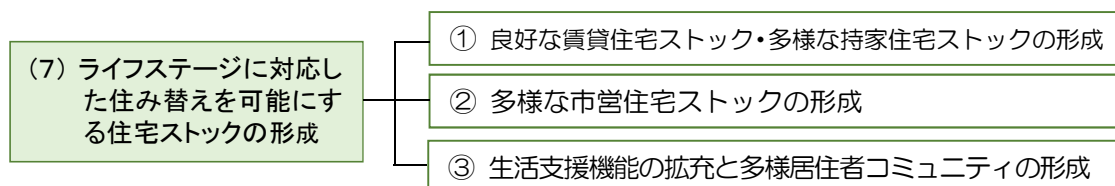


## 7. ライフステージに対応した住み替えを可能にする住宅ストックの形成

若い世代の定住を確保するため、そのライフステージに対応した適切な住み替えが可能となるよう、多様な居住ニーズに対応した住宅供給を進める必要がある。

特に、住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯のほか、近年は離婚の増加を背景とした住宅に困窮するひとり親世帯、DV被害者等も増えつつあり、住宅福祉の観点からの支えを考慮した住宅ストック形成が必要である。

このため、以下の3つの施策を進め、市民一人ひとりにやさしい安心・安全な住まいづくり・まちづくりの実現を図る。



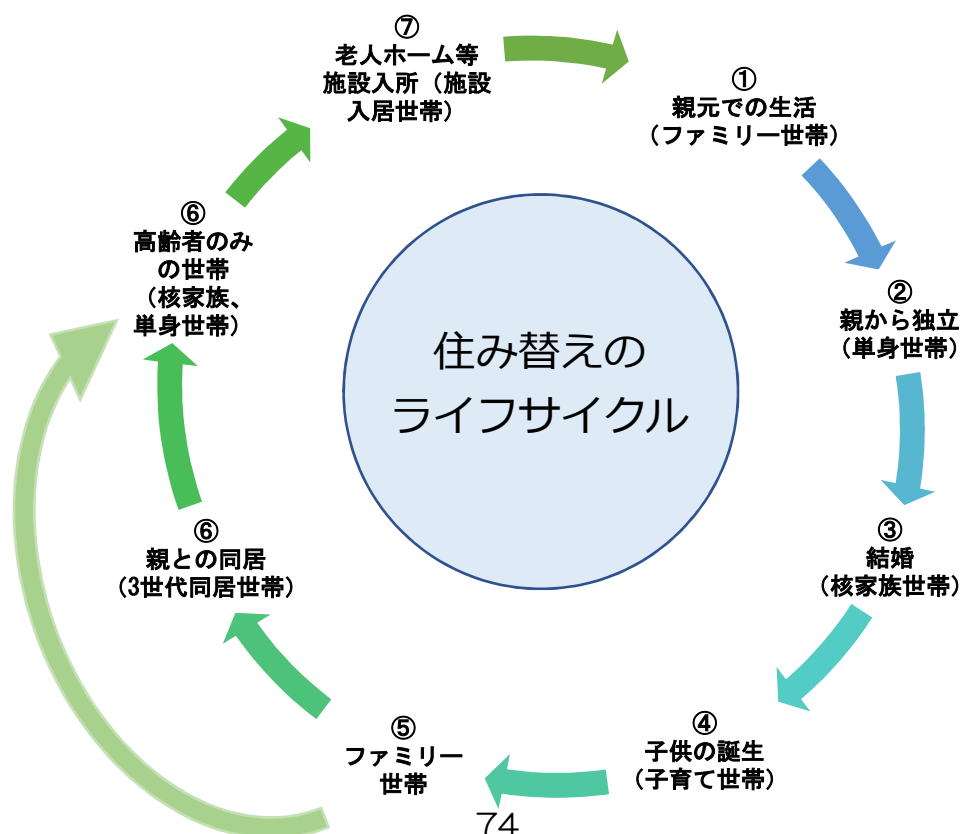
### ①良好な賃貸住宅ストック・多様な持家住宅ストックの形成

若い世帯の流出を抑制する手立ての1つとして、若い世帯のニーズに合う良好な賃貸住宅や子育て階層が利用しやすい住宅等、多様なニーズに合わせた住宅の供給を図る。

賃貸住宅については、空き家対策等との連携を図り、民間での流通を促進するとともに、居住誘導区域等への適正な誘導を図る。

持家住宅については、持家率の高い本市の現状と高齢化等を考慮し、空き家の有効活用を図るとともに、市の自然環境を活かしながら、多様なニーズに対応する住宅建設を促す。

### ■ライフステージの変化と住み替えのパターン



## ② 多様な市営住宅ストックの形成

市営住宅においても、若い世代から高齢になるまで、そのライフステージに合った住宅を需要に対応するため、小規模から中規模・大規模まで多様な住居形式の整備を図る。

このため、市営住宅に建て替えるに当たり、多様な居住者層が暮らすコミュニティの形成を考慮した住宅形式の供給を図る。

## ③ 生活支援機能の拡充と多様居住者コミュニティの形成

団地再生は公営住宅の建替・更新に加えて、公有地の活用を進めるために、複合的な事業主体とさまざまな階層の住民が暮らす住環境の整備を目指すとともに、少子高齢化社会の実情を踏まえた福祉施設等の生活支援機能の導入などを検討する。

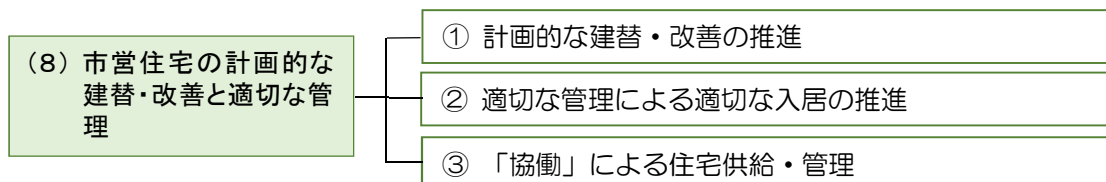
## 8. 市営住宅の計画的な建替・改善と適切な管理

市営住宅は、45%を超える住棟が既に耐用年限を経過しており、適切な建替・改善が必要である。

しかし、本計画の計画期間である平成39年度までに全てを建替・改善することは難しいため、ライフサイクルコストや今後の世帯増減の傾向に合わせ、計画的な対応を図る。

また、住棟の適切な管理・運営により、市営住宅の長寿命化を図り、快適な居住環境の維持に努める必要がある。

このため、以下の3つの施策を進める。



### ① 計画的な建替・改善の推進

入居世帯に占める単身又は夫婦のみの高齢者世帯に配慮しながら、入居世帯の負担を考慮した上で、公営住宅長寿命化計画に基づき計画的な建替・改善を進める。

### ② 適切な管理による適切な入居の推進

収入超過者への適切な措置を進め、真に市営住宅への入居が必要な世帯の円滑な入居を図る。

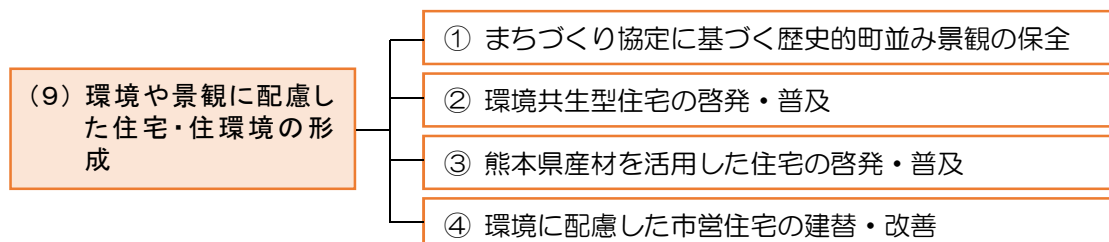
また、世帯分離等により従来の世帯規模が縮小された家庭について、適切な居住水準となる住宅への転居について相談を進める等、利用者の拡大に向けた取組を検討していく。

### ③ 「協働」による住宅供給・管理

地域の福祉法人、サービス企業、NPO 及び住民組織などが、住宅や住環境の整備や維持・運営を行うなど、民間との協働事業による住宅供給・管理のあり方について検討する。

## 9. 環境や景観に配慮した住宅・住環境の形成

本市は菊池川上流域に位置するため、河川環境を含む自然環境全体に配慮した住宅づくりや住環境整備の工夫が求められる。また、市民・県民の財産である森林環境を保全するとともに、木材を住宅づくりや住環境整備の中で活用する工夫を行うことが求められる。このため、以下の4つの施策を進め、環境や景観に配慮した住まいづくり・まちづくりを進める。



### ① まちづくり協定に基づく歴史的町並み景観の保全

中心市街地の魅力づくりや環境整備等を進めることにより、菊池市景観計画に基づき、菊池神社参道の御所通り沿道で実施されている「菊池市御所通り景観形成住民協定」による歴史的町並みの保全と魅力づくりの活動との連携を図る。



### ② 環境共生型住宅の啓発・普及

地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に活かされることと、さらに身近に手に入る地域の材料を使う等、環境に負担をかけない方法で住宅を建設することを奨励し、環境共生型住宅づくりの啓発、普及化を図る。

#### ■環境省エコハウスモデル概念



### ③ 熊本県産材を活用した住宅の啓発・普及

今後も熊本県産材を活用した木のぬくもりのある優良な木造住宅づくりを啓発誘導していく。

市営住宅の建替・改善においても、熊本県産材の活用を進め、民間住宅への熊本県産材利用の普及を図る。

#### ■木のぬくもりが感じられる住宅の例



※資料：民間住宅メーカーパンフレット

### ④ 環境に配慮した市営住宅の建替・改善

今後、建替える団地については、節水型住戸・太陽熱利用による照明・透水性舗装・壁面や屋上緑化・間伐材の活用等、総合的に環境に配慮した「環境共生型団地」の形成を検討する。

また、市営住宅の建替・改善の工事に当たっては、民間建設業者へのモデルとなるよう、工法や運搬の効率化・リサイクル材の活用・廃棄物の発生抑制・低公害型建設機会や車両の使用等、環境負荷の低減に配慮した取組、及び菊池市公共施設・公共工事木材利用推進基本方針を考慮し検討する。

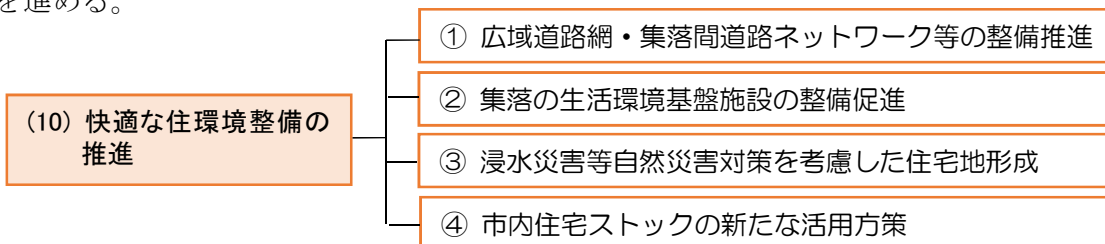


## 10. 快適な住環境整備の推進

本市は菊池川上流域に位置するため、河川環境を含む自然環境への配慮とともに、河川氾濫等にも配慮した住宅地の整備が求められる。

また、市民・県民の財産である森林環境を保全するとともに、菊池産の木材を住宅づくりや住環境整備の中で活用する工夫を行うことが求められる。

このため、以下の4つの施策を進め、環境や景観に配慮した住まいづくり・まちづくりを進める。



### ① 広域道路網・集落間道路ネットワーク等の整備推進

#### 1) 広域連携軸の整備促進

生活利便性を向上し定住の促進を図るため、国・県との連携により、国道325号・国道387号・県道植木インター菊池線・菊池グリーン道路等の広域連携軸となる幹線道路の整備・充実を推進する。

#### 2) 集落間ネットワーク道路軸の整備促進

中心市街地と田園山間、集落と集落を結ぶ地域連携軸となる県道・市道の整備を促進し、菊池市に住む魅力を高める。



### ② 集落の生活環境基盤施設の整備促進

集落地の定住の確保を図るため、集落内の生活道路や身近な広場・公園、集落排水処理施設等の生活基盤施設の整備を推進する。



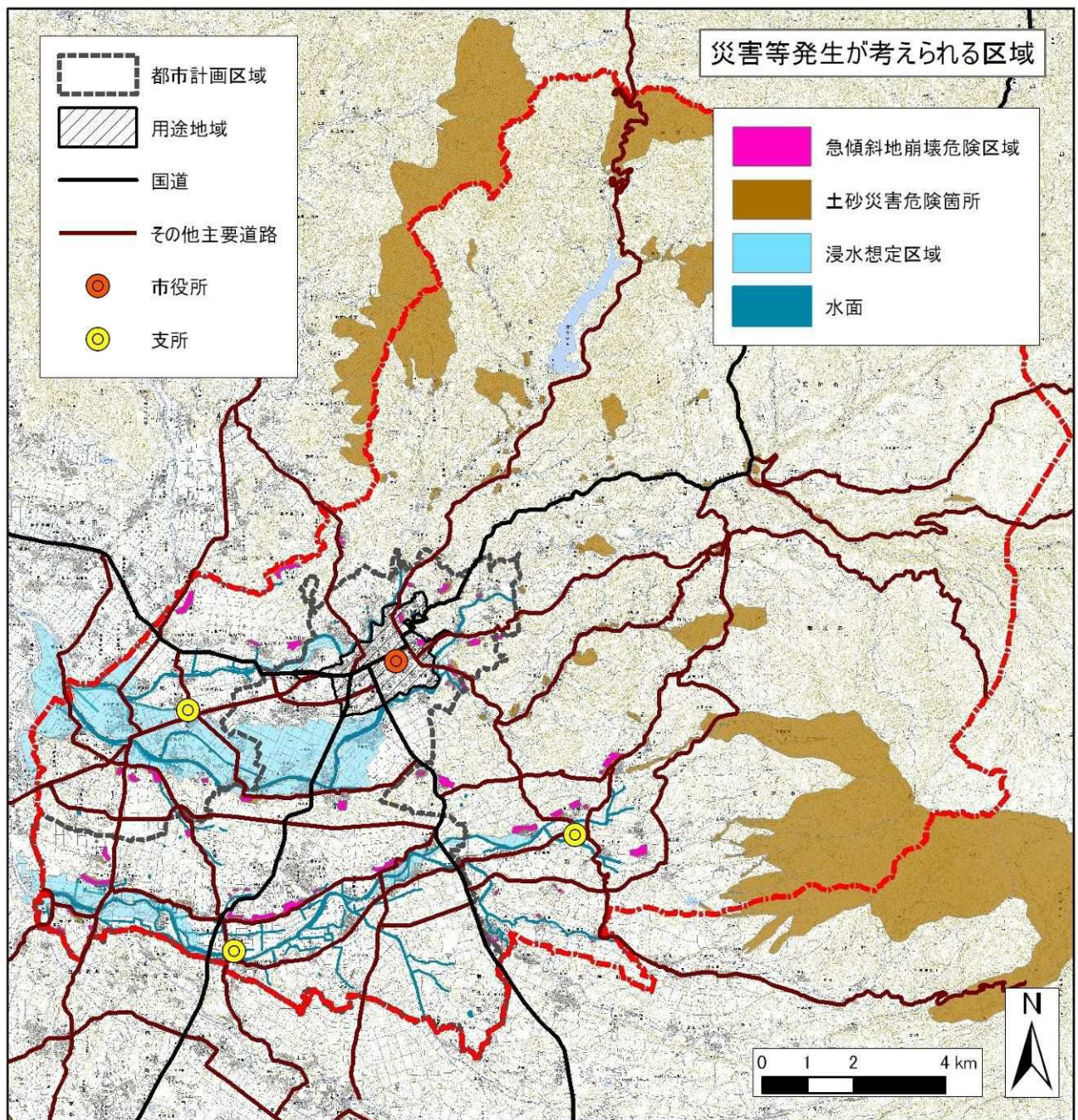
### ③ 浸水災害等自然災害対策を考慮した住宅地形成

菊池市立地適正化計画では、菊池中心市街地居住誘導区域及び泗水国道 387 号沿道居住誘導区域の 2 地域を居住誘導区域に指定し、この人口密度を維持するために人口誘導を進めることとしている。

こうした状況を踏まえ、近年多発する集中豪雨等の自然災害に対するハード、ソフト両面からの備えを検討し、安全で安心できる居住環境整備を図る。

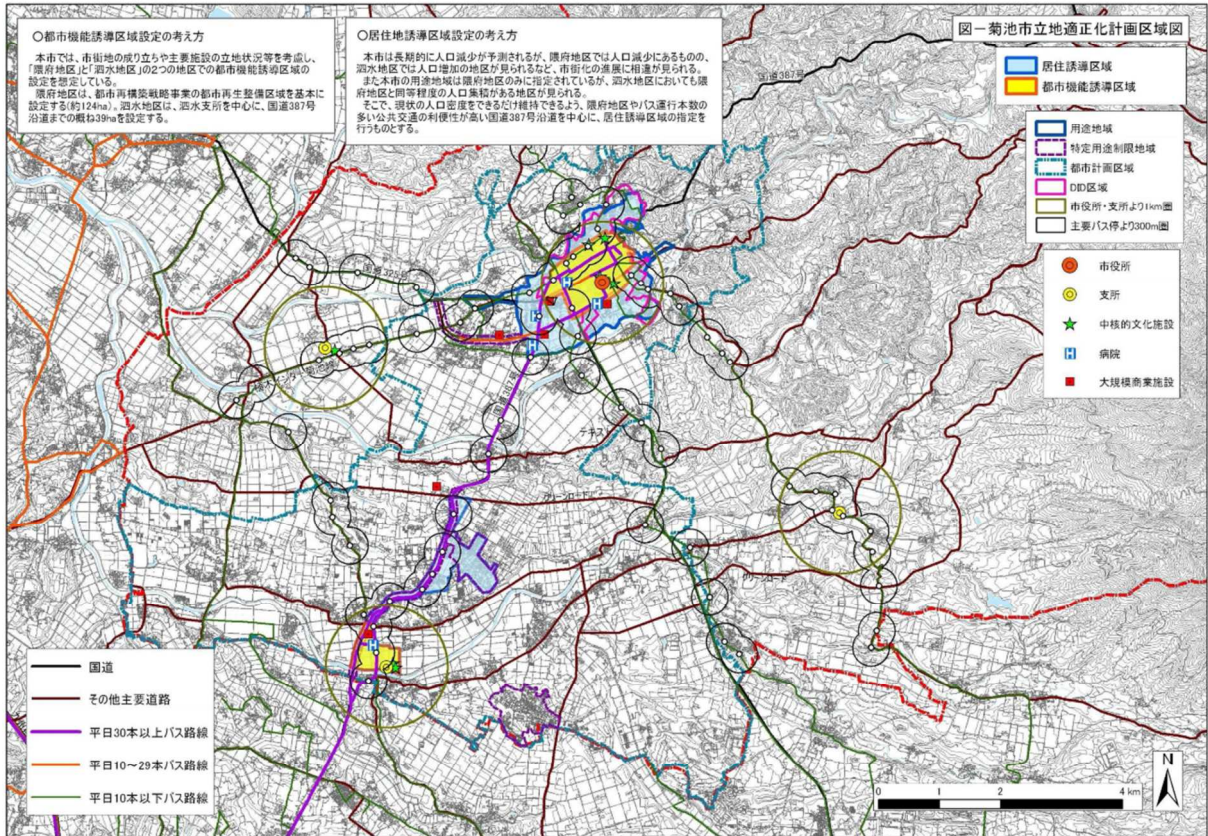
具体的には、菊池市土砂災害危険住宅移転促進事業等を活用しながら、土砂災害危険区域の住宅移転を促進し、安全な住宅地の形成を図る。

#### ■浸水想定区域の分布





## ■ 居住誘導区域



### ④ 市内住宅ストックの新たな活用方策

民間賃貸住宅の空き住戸などの活用を踏まえ、老朽公営住宅の用途転換などにより、福祉サロンやコンビニ販売スペースなど、住生活機能の向上に資する活用策について、関係機関等との協議を含め、新たな活用方策について検討する。

## 11. 市民ニーズ、新たなライフスタイルに応える住情報の提供

“住んで良かった”と思えるような居住環境を提供するために、多様なニーズや新しいライフスタイルに対し、本市の居住環境や住宅について、総合的な情報を提供していくことが必要である。また、U I Jターンの促進に向けて、住情報のみでなく就労場所に関する情報もあわせて提供することも必要な条件であると考える。

このため、現在実施しているインターネットによる住宅情報の提供の充実を図る。

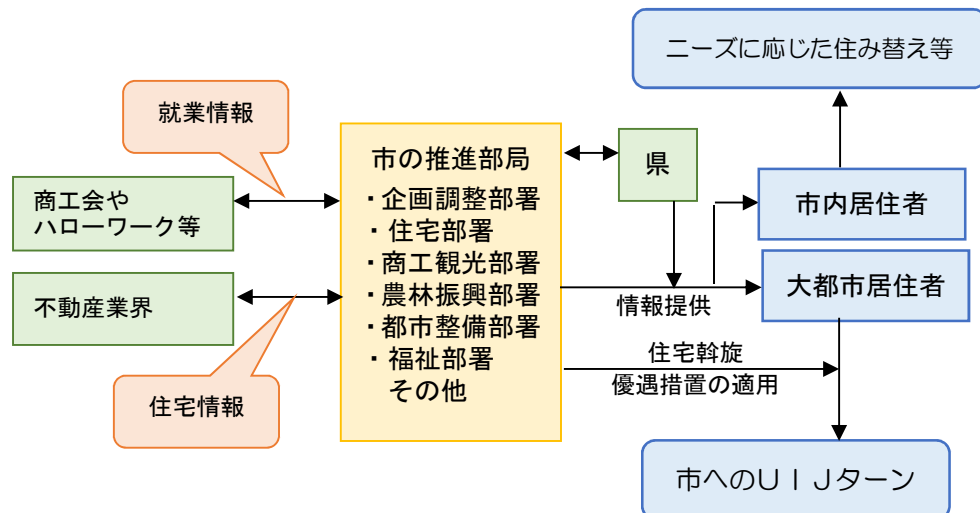
(11) 市民ニーズ、新たなライフスタイルに応える住情報の提供

① 総合的な住宅情報の発信

### ① 総合的な住宅情報の発信

県内の不動産業界との連携を図り、現在実施しているインターネットによる住宅情報の内容を充実するとともに、市内の就業情報等とあわせて総合的な情報発信を検討する。

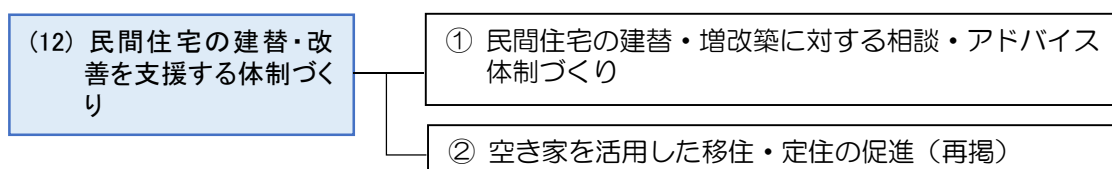
#### ■ 民間との連携による住宅情報・就業情報等の総合的な発信のイメージ



## 12. 民間住宅の建替・改善を支援する体制づくり

市内の持家及び民間賃貸住宅の適切な更新やバリアフリー改善等を促進していくためには、建替や改善に対する相談を受け付け、適切なアドバイスを行うための体制整備が求められる。

このため、庁外の専門家等との連携を図り、相談やアドバイスに向けた体制づくりの検討を行う。



### ① 民間住宅の建替・増改築に対する相談・アドバイス体制づくり

市内の民間住宅の建替・バリアフリー改善・同居のための増改築・新設等に対する適切な相談・アドバイスを充実していくため、外部の建築・福祉等の専門家との連携に努める。

なお、この相談体制において、U I J ターンの住宅斡旋等に対する相談・アドバイス等もあわせて行うことを検討する。

### ② 空き家を活用した移住・定住の促進（再掲）

本市は、「きくち暮らしのすすめ」により、市内各地域の概要紹介や空き家バンク物件情報を公開している。

こうした取組により、ストック活用による移住・定住促進を図る。